

第4回子どもの権利条例検討部会での意見と修正の方向性（意見提出分）

資料3-2

No.	発言内容	発言委員	修正の方向性	反映状況
第1章 総則				
1	前回部会で出た意見を踏まえ、「子ども関係施設」を「学び育つ施設」に修正することを希望します。	藤野委員	ご意見とおり修正しました。	○
第2章 子どもの権利				
2	第5条(1) 学び、遊び、休息すること。とありまして、大澤先生も「学び」と「遊び・休息」は分けてる自治体もあるとおっしゃっていましたが、この場合の「学び」は宿題などの与えられた学習の他に、自分が興味関心を持ったものも含まれると思います。なのでこのままで良いかと思っています。	高橋委員	（豊かに成長する権利）の中に、「学ぶこと」を権利の一つとして位置付けています。高橋委員のご意見のとおり、学びは教育のみを指す言葉ではないことから、解説文を作成する際には、その旨が分かるように明記します。	○
3	前回部会の議論を踏まえ、「第2章子どもの権利」の整理を希望します。大きな変更希望点は、①大澤アドバイザーがおっしゃっていた最も原初的な（守り、守られる権利）を他の権利の表現によってカバーすること、②（自分らしく成長する権利）を、（自分らしく生きる権利）と（豊かに育つ権利）に分けること、③（個別の必要に応じて支援を受ける権利）を新しく設けることです。	藤野委員	ご意見のとおり修正しました。	○
4	・資料3の5ページ、第2章子どもの権利、第7条(6) 子どもが子どもだけで自由に安心して集まることができること。」が加わるといいと思います。	岡委員	（参加する権利）の中に、「仲間をつくり、仲間と集まること」を設けています。	△
5	体罰や虐待に関する事項も加わるといいと思います。	岡委員	（基本理念）に共生の概念を明記したほか、（安心して生きる権利）に体罰や虐待に関する事項を追記しました。	○
6	① 安心して生きる権利と育つ権利 ・子どもは平和と安全な環境のもと、愛情と理解をもって生まれ生きる権利をもっている ・子どもは国籍、性別、年齢、民族的出自、言語、宗教その他文化的背景、障がいの有無等によって差別を受けない権利をもっている ・子どもは暴力、虐待、いじめ、体罰等から心身が守られることかつ健康に配慮され安心して成長する権利をもっている	齋藤委員	ご意見の趣旨を踏まえつつ、第2章を再構成しています。	△
7	② ありのままの自分でいられる権利 ・子どもは個性や価値観の違いを認められ、ありのままの自分でいることを尊重される権利をもっている ・子どもは上記国籍等を理由に不当な扱い等を受けることなく、人格を尊重される権利をもっている	齋藤委員		△
8	③ 学ぶ権利 ・子どもは教育を受ける権利をもっている ・子どもは自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっている	齋藤委員		△
9	④ 休む権利と遊ぶ権利 ・子どもは安心してできる場所で休んだり、仲間と遊んだり文化芸術など多様な活動を経験する権利をもっている	齋藤委員		△
10	⑤ 意見を表す権利と参加する権利 ・子どもは自分の意見を表明する権利をもっている ・子どもは仲間と一緒に団体を作ったり、集まったり等多様な社会活動を行う権利をもっている ・子どもの意見は、その年齢や成長に応じて常に適切に尊重される ・子どもは、自分に関することを決める場合十分な支援を受けたうえで自らが決める権利をもっている	齋藤委員		△
11	⑥ 自分を守り守られる権利 ・子どもは暴力、虐待、いじめ、体罰等子どもの尊厳を傷つけるすべての行為から心身が守られ保護される権利をもっている ・子どもは上記暴力等によって権利を侵害されたとき、適切かつ迅速に救済と支援を受ける権利をもっている	齋藤委員		△

12	⑦ 個別の必要に応じて支援を受ける権利 ・子どもは国籍、性別、年齢、民族的出自、言語、宗教その他文化的背景、障がいの有無等によって差別や不利益を受けない権利をもっている ・障がいをもつ子どもたちは、個別の必要に応じて支援を受ける権利をもっている ・国籍、言語等において少数の立場の子どもたちは、個別の必要に応じて支援を受ける権利をもっている ・自らの意思で育ち学ぶ施設、学習の方法を選ぶ子どもたちは、個別の必要に応じて支援を受ける権利をもっている	齋藤委員	ご意見の趣旨を踏まえつつ、第2章を再構成しています。	△
13	第2章 子どもの権利については、16日の各委員からの議論どおり、素案では、各条項の内容が、重なる部分が多く感じられるので、議事録 14ページ、15ページ 大澤アドバイザーのご発言でもありように、3つ目の川崎市の条例や武蔵野市の条例のように更に細分化したパターンで修正した案がよいのではないかと考えています	鈴木委員	部会での議論を踏まえて、いくつかパターンを用意し再度議論いただくこととします。	△
<b>第3章 市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の役割</b>				
14	地域における権利の保障と役割 市民は、地域において子どもが健やかに安心して育つことができるよう子どもを見守り、市の定める子どもの権利の保障に努める。	齋藤委員	以下のような条文が前回の素案の中にも含まれています。 (市民の役割) 第18条 市民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。	○
15	家庭における権利の保障と役割 ① 保護者は、子どもにとって最も良いことは何か考え市の定めた子どもの権利の保障に努め、愛情と理解をもって子どもを育てなければならない	齋藤委員	以下のような条文が前回の素案の中にも含まれています。「愛情と理解をもって」という文言については、行政が条例で明記するべきことではないとの意見も踏まえて、取り入れていません。 (保護者の役割) 第9条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。	△
16	② 保護者は、暴力・虐待・体罰等子どもの心身を傷つけるすべての行為を行ってはならない	齋藤委員	ご意見を踏まえて修正しています。 (虐待及び体罰の禁止) 第10条 保護者は、子どもの健全な育成を図るため、あらゆる形態の虐待や体罰を行ってはならない。	○
17	③ 家庭においても子どもは自分の意見を表す権利をもち、表明した意見は年齢や成長に応じて尊重される	齋藤委員	以下の条文が前回の素案の中にも含まれているほか、(参加する権利)に「年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。」を加えています。 (保護者の役割) 2 保護者は、子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。	○
18	育ち学ぶ施設における権利の保障と役割 ① 子どもの権利の遵守 育ち学ぶ施設の管理者は、市・保護者・地域住民・市民活動団体と協働して市が定めた子どもの権利を守ることに努める	齋藤委員	以下の条文が前回の素案の中にも含まれています。 (育ち学ぶ施設の役割) 育ち学ぶ施設及びその関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。	△
19	② 暴力、いじめ、体罰等の禁止 育ち学ぶ施設の関係者は、暴力、いじめ、体罰等子どもの心身を傷つけるすべての行為を行ってはならない	齋藤委員	ご意見を踏まえて修正しました。 (虐待及び体罰の禁止) 第12条 育ち学ぶ施設等は、子どもへの虐待や体罰を一切行わないことを厳守し、これらの防止に努めるとともに、虐待が疑われる場合には速やかに適切な対応を講じるものとする。	○
20	③ 子どもの権利を守るための研修 育ち学ぶ施設の管理者は、子どもの権利が遵守されるようすべての職員に対し研修の機会を設けるよう努める	齋藤委員	ご意見を踏まえて市の役割として、研修の機会の提供に関する条文を追加しました。 (育ち学ぶ施設等への支援) 第27条 市は、育ち学ぶ施設等に対し、子どもの権利に関する研修の機会を提供するものとする。 2 市は、前項を通じて、市と育ち学ぶ施設等又は育ち学ぶ施設同士の連携促進に努めるものとする。	○
21	④ 子どもの権利回復と救済への対策 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども・保護者から権利侵害の相談を受けた場合、子どもの最善の利益を考え関係機関と連携して速やかに子供の救済と権利回復に努める	齋藤委員	子どもの権利に関する相談は、子どもの権利相談員の役割となっているため、条文では明記しませんでした。関係機関との連携などは重要と考えられることから、研修などを通じて権利侵害への速やかな対応を図っていきます。	△

22	<p>⑤ 子どもの参加する権利・意見を表明する権利の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設運営や活動に子どもの意見を取り入れたり子どもが参加したうえで活動内容等の決定ができるよう必要な配慮と支援に努める</li> <li>・ 育ち学ぶ施設の管理者は、子どもが自分に関することを決める際に自ら決定する権利をもつことを尊重し、不利益な処分等がなされる場合においては子ども本人から事情を聴く機会を必ず設けるよう努める</li> </ul>	齋藤委員	<p>ご意見を踏まえて修正しました。  (開かれた施設づくり)  第14条 育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び地域の意見を聴き、協力を得るなど、開かれた施設となるよう努めるものとする。  (事情等を聴く機会の設定)  第15条 育ち学ぶ施設等は、子どもに対して不利益な行為を行う場合には、あらかじめ子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p>	○
23	<p>⑥ 開かれた施設づくりの実現と連携</p> <p>育ち学ぶ施設の管理者は、保護者・地域住民・子どもの居場所づくりに対して活動する市民団体等に施設の運営などに関する情報を提供し、定期的に話し合う場を設けるなど関係機関と協働して開かれた施設となるよう努める</p>	齋藤委員	<p>ご意見を踏まえて修正しました。  (開かれた施設づくり)  第14条 育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び地域の意見を聴き、協力を得るなど、地域に開かれた施設となるよう努めるものとする。  (子どもの居場所づくり)  第19条 市は、全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる居場所づくりを推進するものとする。  2 前項の実施にあたっては、市民及び育ち学ぶ施設等との協働に努めるものとする。</p>	○
24	<p>⑦ 個人情報の取り扱いについて</p> <p>育ち学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えて子ども本人の情報が収集されたり外部に提供されてはならない。</p>	齋藤委員	<p>ご意見を踏まえて修正しました。  (子どもに関する情報の取扱い)  第17条 育ち学ぶ施設等は、収集した子どもに関する情報について、適切に管理及び保管しなければならないものとする。  2 前項の情報は、目的の反映を超えて利用され又は外部に提供してはならないものとする。  3 育ち学ぶ施設等は、目的の範囲を超えて子ども本人に関する情報を収集してはならないものとする。  4 育ち学ぶ施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもに関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。</p>	○
25	<p>・ 資料3の7ページ、第3章市の責務並びに保護者、市民、子ども関係施設の役割に、「子ども会議を開催する。」があるといいと思います。  子ども会議は先日の会議の中でも意見が出て、集まって貰うのが大変とお話がありましたが、わたしは大掛かりな事ではなく保育園の教室内、学校であれば学級内で年に何回か開催し、子ども達の間で「子ども会議」という言葉が当たり前のように使われ、疑問には子ども会議で話し合い、それが園長、校長、必要な場合には市長へ届くという事が子どもたちに浸透するような、そんな開かれた江別市の条例であって欲しいです。</p>	岡委員	<p>ご意見を踏まえて、子どもの権利の保障のあり方の一つとして、今後研修などを通じて周知していきます。</p>	△

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

26	<p>子どもの居場所づくり                  ① 子どもの居場所に対する考え方の普及と居場所づくり 子どもには安心して心身が守られありのままの自分でいること、休んだり遊んだりすること、様々な活動を通して人間関係を育むことが出来る居場所が大切であることを考慮して、市はこの居場所についての考え方や子どもにとって多様な居場所づくりの普及に努めるものとする                  ② 子どもの居場所づくりへの連携と協働                  市は子どもの居場所づくりに関して自主的な活動を行う市民・関係団体と連携してその協働に努めるものとする</p>	齋藤委員	<p>ご意見を踏まえて修正しました。                  (子どもの居場所づくり)                  第19条 市は、全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる居場所づくりを推進するものとする。                  2 前項の実施にあたっては、市民及び育ち学ぶ施設等との協働に努めるものとする。</p>	○
27	<p>藤野委員の意見として、多様な居場所づくりで不登校のこどもたちの居場所をつくることができましたが是非条文として残したいと思います。</p>	齋藤委員	<p>上記のとおり居場所に関する条文については、ご意見の内容も含まれていると考えています。</p>	△
28	<p>・資料3の4ページ、第5章に入るかと思うのですが、救済と相談ということで、これも川崎市をはじめ、いくつかの市の例ですが、人権オンブズパーソン教室ということを開催しており、直接教室内へ相談員が入ってくれる事で気軽に相談でき、子ども達からは好評を得ているという事例を読みました。                  大澤先生のお話の中にもオンブズマン制度や子どもアドボカシーという言葉が出ていましたが、今一つ、それをどのように使いこなすのか分からなかったのですが、オンブズパーソン教室ということなら誰でも接することが出来、分からない事は無いなど感じました。                  そんな救済相談先があると理想かなと思いました。</p>	岡委員	<p>部会での議論などを踏まえて修正しました。                  (子どもの参加の促進) 2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、意思表示の方法が多様であることを考慮し子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するように努めるものとする。                  運用については、ご意見を踏まえて検討します。</p>	○
29	<p>前回発言しましたが、権利の日を制定するなどして日本各地で行われている「こどものまち」(ミニシティ)を江別で開催できたら素晴らしいと考えています。                  ドイツのミュンヘンが発祥ですが、子どもたちが主体となって仮想の町を作りその土地ならではの仕事や市政、公共の仕事、サービス業などを学んで働き、架空のお金を報酬としてもらったり使ったりできるプログラムです。</p>	齋藤委員	<p>子どもの権利の普及啓発のあり方については、多様な手法が考えられると思いますが、まずは、パンフレットの作成を契機とした子どもたちへの普及啓発や育ち学ぶ施設等への研修を通じて行っていきます。</p>	×
30	<p>・資料3の1ページ、第1章にあるといのかなかと思うのですが、「江別市子どもの権利の日は11月20日とする。                  市は、江別市子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。」が入ると、とても具体的で良いと思います。</p>	岡委員		

第5章 子どもの権利救済委員会				
31	子どもの権利相談員を置く。会計年度職員で対応などありましたが重大課題が発生したとき、緊急性があるときは判断して救済委員会に申し立て・・・職員間の連携は難しいのではと思いました。また、他機関へコーディネートする役割も担うとしたら社会福祉士の資格を有するのが望ましいと思います。	高橋委員	実際に相談員を募集する際には、委員のご意見も参加したいと思います。	△
32	子どもの権利相談員は救済委員会のメンバーとはならないのは何故か？疑問です。一番当事者と関わっている相談員の意見や持っている印象は重要なはず。救済委員会は市が窓口になっても、他に市や学校以外の子どもに関わる第三者を複数交えて組織するのが望ましいと思いました。	高橋委員	救済委員会の客観性を確保する観点から、現時点では相談員を入れることは想定しておりませんが、委員を決める際には、ご意見を参考にしたいと思います。	△
33	・前回原案では第5章の見出しが「子どもの権利救済委員会」となっていますが、救済委員会以外にも権利擁護の手段はあることから、「子どもの権利擁護の仕組み」とすることを希望します。 その上で、第4章第13条を第5章に含めるのはいかがでしょうか。	藤野委員	ご意見のとおり修正しました。	○
34	調査対象外の要件について、よりわかりやすくするため、別項を立てて記載するか、あるいは条例の条文ではなく救済委員会の細則に定めるか、どちらかにすることを希望します。	藤野委員	ご意見のとおり、「ただし・・・」を削除し、対象外の要件については、施行規則で定めることとします。	○
35	第20条の「江別市子どもの権利相談員」について概念整理をしていただくことを希望します。子どもの権利相談員の役割は、①相談窓口で相談を受け付けて救済委員会につなぐことなのか、②救済委員会に申し立てがあった事案について、救済委員の補佐として調査や調整をすることなのか、あるいは①と②の両方なのか。札幌市や武蔵野市の条例を見ますと、江別市の素案の「子どもの権利相談員」に該当する「調査員及び相談員」や「相談・調査専門員」の役割は、②として規定されています。なお、札幌市の場合は、前回部会で配布いただいた資料を見る限りでは、3名の調査員が②の役割を、7名の相談員が①の役割を果たしているようです。しかし、江別市の前回素案では同一の相談員について、第20条は②の役割を想定した記載、体系イメージ図は①の役割を想定しているように見えます。このあたり役割の整理をお願いします。その上で江別市の相談員は②のみということであれば、素案の第20条のままです。	藤野委員	子ども権利相談員の役割は、相談者からの相談を受ける業務。救済委員会の補佐をする業務。の二つを想定していることから、条文を整理しました。	○
36	前回も意見しましたがいじめや不登校になった際、相談や救済を求める先として第三者機関として独立した専門的組織としてほしいです 市長部局の付属機関との位置づけですが、中立性に不安を感じてしまう親子も多いのではと思います 実際に日本全国で、いじめや自殺、性暴力の被害にあっても教育委員会などが中立の立場で機能しなかった例がたくさんあると思います。 今回子どもの権利条約と一緒に新しく設置するのであれば、近隣の市にならって是非独立した第三者委員会を作っていたきたいと思います。	齋藤委員	前回の部会でもお伝えしたとおり、現行の仕組みの中でも中立性・客観性が担保できるように、救済委員会の委員は、全て外部の方を想定しております。第三者機関にすることは想定しておりませんが、ご懸念されることのないような運用を行っていききたいと思います。 なお、近隣の市も第三者機関とはせず、附属機関としての位置付けになります。	×
37	・資料3の3ページ、第4章子どもの権利の保障に関する施策等に、評価と検証という項目を付けて、子どもの権利に関する施策に間違いがないかどうかの評価を行い検証するという流れを作れると良いかと思います。	岡委員	子どもの権利条例に関する取組などについては、子ども・子育て会議に報告し、意見を求め、施策に反映することとしています。	○
38	条例後のこども子育て会議では、高校生程度の子どもを交えて計画の推進や検証を行えるようになってほしいと思います。(小さなこども会議としては、岡議員と同じ意見で児童館や学校、放課後児童クラブなど育ち学ぶ施設単位で行い子どもたちの意見を取り込む仕組みをつくりたい)	齋藤委員	次回の子ども・子育て会議の改選時には、委員構成について検討したいと思います。	△